

新旧対照表

（「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について）

○工事請負契約書の制定について（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）（抄）

（下線部分は改正部分）

旧	新
<p>（前金払）</p> <p>第35条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、動向の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第53条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返</p>	<p>（前金払）</p> <p>第35条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、動向の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第53条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年3パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返</p>

<p>還しなければならない。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>還しなければならない。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>
---	---

旧	新
<p>出来高部分払方式 実施要領</p> <p>5 2) 前払金の支払い 出来高部分払方式による場合は、工事請負契約書に、以下の〔 〕内の条項を用いるものとする。 なお、工事請負契約書第41条については、第1四半期から第3四半期までの契約に係る工事及び第4四半期の契約に係る工事であって1月に契約を締結する予定の工事（入札・契約手続により2月以降に契約を締結することとなった工事を含む。）については（A）を、第4四半期に係る工事であって2月以降に契約を締結する予定の工事は（B）を用いることとする。</p> <p>〔 前払金 〕</p> <p>第35条 （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p>	<p>出来高部分払方式 実施要領</p> <p>5 2) 前払金の支払い 出来高部分払方式による場合は、工事請負契約書に、以下の〔 〕内の条項を用いるものとする。 なお、工事請負契約書第41条については、第1四半期から第3四半期までの契約に係る工事及び第4四半期の契約に係る工事であって1月に契約を締結する予定の工事（入札・契約手続により2月以降に契約を締結することとなった工事を含む。）については（A）を、第4四半期に係る工事であって2月以降に契約を締結する予定の工事は（B）を用いることとする。</p> <p>〔 前払金 〕</p> <p>第35条 （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p>

旧	新
<p>（前金払）</p> <p>第35条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>[注]（略）</p>	<p>（前金払）</p> <p>第35条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>[注]（略）</p>
<p>（解除に伴う措置）</p> <p>第50条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条（第38条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第38条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条（第38条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第38条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余</p>	<p>（解除に伴う措置）</p> <p>第50条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条（第38条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第38条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年3パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条（第38条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第38条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第43条、第44条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余</p>

<p>剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該剰額を発注者に返還しなければならぬ。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 第33条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該剰額を発注者に返還しなければならぬ。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>2 第33条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>
---	---

○建築設計業務委託契約書の制定について（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）（抄）

（下線部分は改正部分）

旧	新
<p>（前金払）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>[注]（略）</p>	<p>（前金払）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>[注]（略）</p>
<p>（解除に伴う措置）</p> <p>第55条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第36条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第48条、第49条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第40条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第47条、第51条又は第52条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第36条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第40条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとす</p>	<p>（解除に伴う措置）</p> <p>第55条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第36条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受注者は、第48条、第49条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第40条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ<u>年3パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第47条、第51条又は第52条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第36条（第42条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第40条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとす</p>

<p>る。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第48条、第49条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第47条、第51条又は第52条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>2 第34条第2項(第40条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>る。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第48条、第49条又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第47条、第51条又は第52条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>2 第34条第2項(第40条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>
--	--

○建築工事監理業務委託契約書の制定について（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）（抄）

（下線部分は改正部分）

旧	新
<p>（受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第45条（略）</p> <p>2 第27条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>（受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第45条（略）</p> <p>2 第27条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>

○発注者支援業務等委託契約書の制定について（平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号）（抄）

（下線部分は改正部分）

旧	新
<p>（受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第54条（略）</p> <p>2 第34条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>	<p>（受注者の損害賠償請求等）</p> <p>第54条（略）</p> <p>2 第34条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p>